

12 奨学金等貸付金貸与制度

	奨 学 金	遠 距 離 通 学 費	定時制通信制課程修学奨励金										
貸 与 月 額	<table border="0"> <tr> <td>公立</td> <td>私立</td> </tr> <tr> <td>1年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	公立	私立	1年 18,000円	30,000円	2年 18,000円	30,000円	3年 18,000円	30,000円	4年 18,000円	30,000円	1年～4年 通学費等の月額 $\frac{7}{10}$ (千円未満の端数切り捨て、 上限26,000円)	定時制及び通信制 1年 14,000 円 2年 14,000 円 3年 14,000 円 4年 14,000 円
公立	私立												
1年 18,000円	30,000円												
2年 18,000円	30,000円												
3年 18,000円	30,000円												
4年 18,000円	30,000円												
貸 与 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等(*)に在学すること 保護者が県内に居住していること <table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により修学が困難であること </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 一定の成績基準を満たす者であること 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により修学が困難であること 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等(*)に在学すること 保護者が県内に居住していること 経済的理由により修学が困難であること 通学費等が月額 8,000円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住し、県内の定時制課程か、あるいは通信制課程に在学すること 経済的理由により修学が困難であること 経常的収入を得る職業に就いている者であること 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること 								
<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により修学が困難であること 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること 												
償 還 期 間	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> 退学後6月据え置き、貸与期間の相当期間 卒業した場合償還免除 										
利 子	<ul style="list-style-type: none"> 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> 無利子 										

*「高等学校等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を指す。